

(公印省略)

24児第698号  
平成24年7月10日

各乳児院長  
各児童養護施設長  
各母子生活支援施設長 } 殿

福岡県福祉労働部児童家庭課長  
(児童福祉係)

児童入所施設における災害被害等発生時の連絡体制について(依頼)

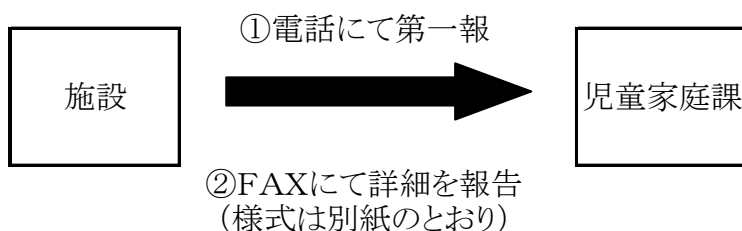
本県児童福祉の推進に当たりましては、日頃から格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、大雨等による被害の有無等の確認につきましては、現在は本課から各施設へ直接電話等で確認を行っているところです。

しかしながら、このような情報は可能な限り早く把握する必要があることから、今後は、人的・物的被害が発生した場合や避難を行った場合は、下記のとおり各施設から本課あてに報告する体制に改めたいと存じますので、遺漏のないよう御協力をお願いします。

記

○災害による人的・物的被害発生時又は避難時の対応



① まずは、電話にて被害状況の報告をお願いします。

② その後、FAXにて詳しい被害状況の報告をお願いします。

※ 人的・物的被害がない場合や避難を行っていない場合は、報告の必要はありません。

## ○ 児童入所施設における大雨等による災害発生時の連絡体制について

### 1. 現在の連絡体制

- ・ 大雨等が続いた場合に、本課から各関係施設(23施設)に直接電話をし、被害の有無を確認
- ・ 被害の有無に関わらず1施設ずつに電話にて確認を行うため、時間を要する
  - ※ 障害者施設は、施設から保福環あてに報告するシステムが確立されており、障害者福祉課は各保福環に確認すれば足りる。

### 2. 今後の連絡体制

- ・ 大雨等により災害が発生した場合には、施設から本課あてに報告を行う
- ・ ①まずは電話にて報告、②その後FAXにより詳細な報告を行う

### 3. 新しい連絡体制の周知方法

- ・ 本通知にて周知
- ・ 作成中の「防災計画策定のためのマニュアル」に記載
- ・ 施設を対象とした本課主催又は児相主催の会議(施設長会等)において周知

### 4. 報告様式

- ・ 別紙のとおり